

ビズアップ総研 e-JINZAI 講義録

医療機関の税務調査の特徴と 対策のポイント

税理士法人青木会計
社員税理士 新矢 健治

テーマ： 医療経営

医療機関の税務調査の特徴と対策のポイント

講師：税理士法人青木会計
社員税理士(医療福祉統括) 新 矢 健 治

2016.7.12

税理士法人青木会計

1

目 次

1. 医療機関の特徴と税務調査P 3
2. 医業収益・医業外収益のポイントP11
3. 医業費用・医業外費用のポイントP18
4. 医療法人のポイントP27
5. 個人開業医のポイント.....P38
6. 消費税のポイント.....P54
7. MS法人のポイント.....P57

税理士法人青木会計

2

医療機関の特徴と税務調査①

(1) 医療に関する主な法令

「医療法」「医師法」「歯科医師法」
「医薬品医療機器等法」「予防接種法」
「健康保険法」「国民健康保険法」
「労働者災害補償保険法」「労働者派遣法」
「生活保護法」「自動車損害賠償保障法」
「保険医療機関及び保険医療養担当規則」
など

医療機関の特徴と税務調査②

(2) 「健康保険法」「保険医療機関及び保険医療養担当規則」

① 一部負担金(健康保険の「療養の給付」)

- ・ 療養の給付を受ける者
⇒ 支払わなければならない(健保法74①)。
- ・ 保険医療機関
⇒ 支払いを受けるべきもの(健保法74②)
支払を受けるものとする(療養担当規則5)。

② 指導・監査・取消

- イ) 指導 「個別指導」 ⇒ 経過観察・再指導・要監査
*「新規個別指導」「集团的個別指導」
- ロ) 監査 「監査」 ⇒ 取消処分・戒告・注意
- ハ) 取消

医療機関の特徴と税務調査③

(3) 医師・看護師

① 人員確保苦労している医療機関が多い。

(医師) 新医師臨床研修制度

(看護師) 離職率高・潜在看護師

② 契約形態

「雇用契約」(給与所得・消費税課税対象外)

「委託契約」(事業所得 or 雑所得・消費税課税対象)?

「派遣契約」*原則禁止

例外、紹介予定派遣・産休等代替・へき地

医療機関の特徴と税務調査④

(4) 医療費控除

患者の確定申告(医療費控除)

・電子申告 ⇒ 医療機関名称・金額等の記載 *領収証提出省略

・書面での申告 ⇒ 医療機関名称・金額等の記載 + 領収証提出

(5) 税務調査の傾向

① 調査件数

② 日程

医療機関の特徴と税務調査⑤

(5) 税務調査の傾向

③ 実地調査

- イ) 概況 ・院長の経歴 ・開業の経緯 ・診察日、診療時間
・患者状況(数・推移など) ・職員状況(数・職種・非常勤など)
・自院の特徴 ・自由診療の内容 ・院長趣味 ・室内チェック 等
- ロ) 収入 ・総勘定元帳 ・収入内訳 ・請求、入金(帳簿・流れなど)
・患者の受診の流れ(受付～診察～会計)
 * 昼休み等の休診時間に現地確認、受付簿の確認
・窓口現金チェック(お金の流れ・現金管理者・領収証など)
 * 朝一番や昼休みにレジ確認、金庫確認
・予防接種同意書(ワクチン納品書・請求書)、健康診断問診表
・期末未収

医療機関の特徴と税務調査⑥

(5) 税務調査の傾向

③ 実地調査

- ハ) 給与 ・総勘定元帳 ・職員名簿 ・各職員の業務内容 ・履歴書
・雇用契約書、労働条件通知書 ・賃金台帳 ・タイムカード
- ニ) 役員、事業専従者
・役割 ・業務内容 ・関与状況
- ホ) 固定資産・修繕
・総勘定元帳 ・固定資産台帳 ・現況確認(使用状況など)
・見積書、納品書、請求書

医療機関の特徴と税務調査⑦

(5) 税務調査の傾向

③ 実地調査

へ) 地代家賃、リース ・総勘定元帳 ・契約書

ト) その他費用(医薬品費、福利厚生費、接待交際費、消耗品費など)
・総勘定元帳 ・棚卸表 ・見積書、納品書、請求書

チ) その他

- ・医療機関内外のチェック(掲示物、カレンダー、自動販売機など)
- ・ホームページのチェック

医療機関の特徴と税務調査⑧

(6) 実地調査の対応

① スケジュール

診察日 or 休診日

② 場所

医療機関 or 自宅 or 会計事務所

③ 応対者

④ リハーサル

医業収益・医業外収益のポイント①

(1) 収入の計上時期

① 原則(所基通36-8)

人的役務の提供完了日 = 診察終了日

例) 自賠責保険適用の診療

- ・診察日 H27.12.26(50,000円)
- ・請求日 H28.1.5(50,000円)
- ・入金日 H29.1(50,000円)

② 歯列矯正等の場合

医業収益・医業外収益のポイント②

(2) 収入金額

① クレジットカード

- ・カード会社手数料の控除に注意(総額にて計上)
 - *「入金明細」「(カード)加盟店控」を確認
- ・医療機関側で請求・入金を台帳等で管理してもらう

② 医師会からの入金(住民健診・予防接種等)

- ・「手数料」「特別会費」等の控除に注意(総額にて計上)
 - *「入金通知」「(医療機関からの)請求書控」を確認

医業収益・医業外収益のポイント③

(2) 収入金額

③ 窓口免除

【原則】 一部負担金(窓口負担金) = 支払いを受ける

【窓口免除があった場合の税務会計処理】

・総額計上

(従業員＝福利厚生費、取引先＝接待交際費)
給与課税に注意

医業収益・医業外収益のポイント④

(2) 収入金額

④ 社会保険診療報酬

〔理論値〕 $\text{保険点数} \times 10\text{倍} = \text{窓口収入} + \text{振込入金}$

* 乖離が大きい場合は、要チェック

・乖離が生じる原因として考えられるもの

「窓口免除」「窓口未収」

「窓口収入の区分違い(保険・自費・雑収入)」

「従業員による横領」

医業収益・医業外収益のポイント⑤

(3) 期末医業未収金

① 窓口未収金

- ・医療機関側でノート等にて管理
- ・在宅医療(訪問診療・往診)での計上もれに注意
- ・回収不能債権の確認を忘れずに！
⇒ 要件を満たせば「貸倒損失」の計上

② クレジットカード

- ・医療機関側で請求・入金を台帳等で管理
- ・カード会社手数料の控除に注意(総額にて計上)

医業収益・医業外収益のポイント⑥

(3) 期末医業未収金

③ 自賠責収入・労災収入

- ・医療機関側で請求・入金を台帳等で管理
- * 税務面だけでなく経営面でも重要 特に「整形外科」

④ 市区町村・医師会からの入金(住民健診・予防接種等)

- ・請求から入金の流れ、サイトを確認
「入金通知」「入金口座」「(医療機関からの)請求書」
- * 半年分(7～12月)を翌年4月に入金という例もあり

医業収益・医業外収益のポイント⑦

(4) 雑収入

- ① 事務取扱手数料・自動販売機手数料
- ② (歯科医院) 廃金属の売却収入
 - * 近年、税務調査の定番 = 反面調査
 - * 分析手数料が控除され入金されるのが一般的
- ③ レントゲンフィルム・レントゲン廃液の売却収入

医業費用・医業外費用のポイント①

(1) 期末棚卸

- ① 単価(評価方法)
 - 「最終仕入原価法」(法定評価方法)
 - * 正確な単価(最終仕入単価)になっている？
 - * 消費税の経理方法と合っている？
- ② 数量
 - * (歯科技工所)「預け在庫」のもれがないか？
 - * 翌期の治療に対応する材料・技工物のもれがないか？
 - * 必要に応じて受払管理
(高単価の材料や要管理薬品など)

医業費用・医業外費用のポイント②

(1) 期末棚卸

③ 医業原価

* 原価率が高過ぎ又は低過ぎでないか？

(対前年比、対同科目同規模の医療機関)

・原因として考えられるもの

「インターフェロン療法の増減」「予防接種の増減」

「価格交渉の成否」「納品・請求等のミス」

「医療機器・備品等(資産計上)が仕入れに混入」

「在庫ロス」「従業員による横領」

医業費用・医業外費用のポイント③

(1) 期末棚卸

④ 原価管理

* 税務面だけでなく経営面でも重要

特に「院内処方」「歯科医院」

「価格交渉」「在庫管理(ABC分析)」

医業費用・医業外費用のポイント④

(2) 非常勤医師・看護師等への給与・交通費

① 源泉徴収税額表の適用区分

- 【例】・毎週土曜日1日だけに勤務する非常勤医師
・給与は1回の勤務で〇万円
・「扶養控除等申告書」は他の勤務先に提出している。

イ) 勤務の都度支払う場合 ⇒ 「日額表」「乙」欄

ロ) 15日締25日払いの場合 ⇒ 「月額表」「乙」欄

医業費用・医業外費用のポイント⑤

(2) 非常勤医師・看護師等への給与・交通費

② 交通費

イ) 通勤手当等

(交通機関利用)

合理的な運賃等の額(限度額有り) ⇒ 非課税

* 最も経済的かつ合理的

ロ) 旅費

常に出勤を要しない人が勤務場所に出勤するために
直接必要な運賃・宿泊費等 ⇒ 非課税

医業費用・医業外費用のポイント⑥

(3) 奨学金・授業料

① 平成28年度税制改正

給付を受ける時期により取り扱いが異なる。

イ) H28.3.31以前に給付を受ける学資金

ロ) H28.4.1以後に給付を受ける学資金

* なお、所基通(旧)9-15「使用人等に対し技術の習得等をさせるために支給する金品」については、内容はそのまま所基通(新)36-29の2に移動。⇒ 変更なし

医業費用・医業外費用のポイント⑦

(3) 奨学金・授業料

② H28.4.1以後に給付を受ける学資金

- ・ 給与所得者が使用者から受けるもので、
通常の給与に加算して受けるもの ⇒ 非課税

* ただし、次のものは課税(給与課税)

【使用者＝法人】

・ 役員に対するもの ・ 使用人(役員含)の配偶者や親族等に対するもの

【使用者＝個人】

・ 使用者の配偶者や親族等(生計一を除く)に対するもの

・ 使用人(使用者の配偶者や親族等含む)の配偶者や親族等(使用者である個人の生計一の親族等を除く)に対するもの

医業費用・医業外費用のポイント⑧

(4) 減価償却費・修繕費

① 固定資産の現物確認

イ) 固定資産台帳を基に照合

ロ) 納品場所・施行場所

納品書、請求書等で確認

② 事業供用日

納品書、請求書等で確認

③ 修繕費・資本的支出

医業費用・医業外費用のポイント⑨

(5) 諸会費

医師会費等の名目で天引き、控除されているなかには、必要経費とならないものも含まれていることが多い。

＊内訳の確認が必要

必要経費となるもの	必要経費とならないもの
・医師会費、歯科医師会費 (国・都道府県・市区町村) ・部会費(内容により判断) ・会館運営負担金 ・医師賠償責任保険料「支払保険料」 ・入会金 ＊繰延資産(5年償却)	・政治連盟会費 ・部会費(内容により判断) ・グループ保険

医療法人のポイント①

(1) 所得の帰属（医療法人 or 理事長・勤務医など）

① 市区町村・医師会

「入金通知」「入金口座」「内容」を確認
⇒ 医療法人と個人の二重計上や計上漏れに注意

医療法人	個人(理事長・勤務医など)
・休日、夜間診療手当 例) 休日当番日に自院を開院 ・健康診断、予防接種 例) 自院で実施	・休日、夜間診療手当 例) 当番日に休日診療所等で勤務 ・健康診断、予防接種 例) 医師会の割当により、 保健センター等で勤務

医療法人のポイント②

(1) 所得の帰属（医療法人 or 理事長・勤務医など）

② 産業医報酬

契約書により契約内容を確認

- ・ 医師個人(理事長・勤務医) ⇒ 個人(給与所得)
- ・ 医療法人 ⇒ 医療法人

③ 製薬会社

契約書、依頼書等により内容を確認

医療法人	個人(理事長・勤務医など)
・ 治験、調査謝礼 (医療法人で実施したもの)	・ 講演料、講演料 (個人で実施したもの)

医療法人のポイント③

(2) 役員給与(退職給与以外の給与)

① 損金対象

イ) 定期同額給与

「通常改定」・・・会計期間開始の日から3ヶ月以内

ロ) 事前確定届出給与

【提出期限】 次のうちいずれか早い日

- ・ 社員総会等の決議日から1月を経過する日
(決議日が職務執行開始日後の場合は職務執行開始日)
- ・ 会計期間開始日から4月を経過する日

* (同族会社以外)定期給与を支給しない役員⇒届出不要

医療法人のポイント④

(2) 役員給与(退職給与以外の給与)

② 不相当に高額な部分の損金不算入(法法34②)

イ) 実質基準(法令70一)

次の状況等に照らして判断

「役員の職務内容」「法人の収益」

「使用人に対する給与の支給状況」

「同種の事業を営む法人(規模類似)の役員給与の支給状況」等

ロ) 形式基準(法令70一)

定款や社員総会等の決議等により定められた限度額

医療法人のポイント⑤

(2) 役員給与(退職給与以外の給与)

③ 使用人兼務役員

例) 分院の開設者になっている(平)理事

- ・ 役員の地位に基づいて支給されるもの ⇒ 役員給与
- ・ 使用人としての職務に対するもの ⇒ 使用人給与・賞与
(原則損金算入)

(注1) 使用人兼務役員の賞与の支給時期

- ・ 他の使用人と異なる時期に支給 ⇒ 損金不算入

(注2) 非常勤役員は使用人兼務役員とならない。

医療法人のポイント⑥

(3) 役員退職給与

① 不相当に高額な部分の損金不算入(法法34②)

- ・ 実質基準(法令70二)

次の状況等に照らして判断

「法人の業務に従事した期間」「退職の事情」

「同種の事業を営む法人(規模類似)の役員退職給与の
支給状況」等

【算定基準の例】

- ・ 功績倍率法(平均・最高) ・ 1年当たり平均額法 など

医療法人のポイント⑦

(3) 役員退職給与

② 分掌変更の場合の打ち切り支給(法基通9-2-32)

「役員の方掌変更等により役員に退職給与を支給」



「役員としての地位や職務の内容が激変し、実質的に退職したと同様の事情にあると認められる場合」



「退職給与として取り扱うことができる」

*** 原則として、未払分は含まれないので注意！**

医療法人のポイント⑧

(4) 交際費等

① 支出内容のチェック(領収証等)

イ) 接待飲食

【日付・時間】 診療日・診療時間中 or 休診日・診療時間外

【場所】 医療機関付近 or 自宅付近

【参加者】 事業関係者(どのように事業に関係?)

ロ) 贈答品

【贈答先】 百貨店送付先リスト・宅配便控などで確認
事業関係者(どのように事業に関係?)

医療法人のポイント⑨

(4) 交際費等

① 支出内容のチェック(領収証等)

ハ) 商品券

【贈答先】 百貨店送付先リスト・宅配便控などで確認
事業関係者(どのように事業に関係?)

【贈答日】 期末間際の購入 ⇒ 期末に残っていない?

医療法人のポイント⑩

(4) 交際費等

② 損金算入限度額

- ・ 出資を有する法人(持分の定めのある医療法人)

期末出資金の額	損金算入限度額
1億円以下	イ)又はロ)のいずれかを選択 イ) 次のうち少ない金額 当期の交際費等の支出額 or 定額控除限度額 (800万円×当期月数/12) ロ) 接待飲食費(社内除く)の額の50%
1億円超	接待飲食費(社内除く)の額の50%

医療法人のポイント⑪

(4) 交際費等

- ・ 出資金の額を有しない法人(持分の定めのない医療法人)



次の算式により計算した金額を期末出資金の額として、
損金算入限度額を計算

$$\text{① 総資産の帳簿価額} - \text{総負債の帳簿価額} - \text{(当期利益or当期欠損の額)} \\ \text{(注1)}$$

(注1) B/S上に当期利益が計上されている場合にはその金額を控除し、
また、欠損金額が計上されている場合にはその金額を加算。

$$\text{② } \text{①} \times \frac{60}{100} = \text{資本又は出資の金額に準ずる額}$$

個人開業医のポイント①

(1) 社会保険診療報酬の所得計算の特例

① 適用対象者

- ・ 年間の社会保険診療報酬が5000万円以下、
かつ、
- ・ その年の医業及び歯科医業に係る
収入金額が7000万円以下 (注)
(注) 平成26年分以後の所得税について適用

(注) 医業及び歯科医業に係る収入金額の範囲は？

個人開業医のポイント②

(1) 社会保険診療報酬の所得計算の特例

② 保険収入に係る必要経費

社会保険診療報酬の額(イ)	概算経費の速算式
2500万円以下	$(イ) \times 72\%$
2500万円超 3000万円以下	$(イ) \times 70\% + 50万円$
3000万円超 4000万円以下	$(イ) \times 62\% + 290万円$
4000万円超 5000万円以下	$(イ) \times 57\% + 490万円$

個人開業医のポイント③

(1) 社会保険診療報酬の所得計算の特例

③ 保険点数の把握

イ) 社保(社会保険診療報酬支払基金)

- ・「支払調書」にて年間支払確定額(点数)を確認
* 毎月の「当座口振込通知書」との関係
- ・「生活保護(12)」(単独)は「支払調書」に記載されない
ので、毎月の「当座口振込通知書」で点数を確認して計上
* ただし、社保と生保の併用はカウントしない

個人開業医のポイント④

(1) 社会保険診療報酬の所得計算の特例

③ 保険点数の把握

ロ) 国保(国民健康保険団体連合会)

- ・ 都道府県により帳票が異なる

例) 「診療報酬等決定通知書」

「後期高齢者医療診療報酬等決定通知書」

- ・ 点数の再掲分の二重カウントに注意

個人開業医のポイント⑤

(1) 社会保険診療報酬の所得計算の特例

④ 決算処理 * H4.3.9裁決事例

イ) 保険点数 $\times$ 10倍 = 「社会保険診療収入」(T/B)

⇒ 処理不要

ロ) 保険点数 $\times$ 10倍 < 「社会保険診療収入」(T/B)

⇒ (借方)社会保険診療収入 / (貸方)事業主借

* 要検証・原因確認

点数のカウント不足の可能性は？

個人開業医のポイント⑥

(1) 社会保険診療報酬の所得計算の特例

④ 決算処理

ハ) 保険点数×10倍 > 「社会保険診療収入」(T/B)

⇒ (借方)事業主貸／(貸方)社会保険診療収入

* 金額が大きい場合は要検証・原因確認

* 納税者とのトラブルに注意 (訴訟事例有り)

【納税者】勝手に行った処理によって所得税が過払いになった。

【裁判所】処理自体が不適切、善管注意義務違反とはいえない。しかし、税理士として依頼者に説明し同意を得る必要がある。確認作業の怠りは、納税者の委任事務を処理する義務を尽くしたとは認められない。

個人開業医のポイント⑦

(1) 社会保険診療報酬の所得計算の特例

⑤ 経費区分

区 分	具 体 例
社会保険診療のみにかかる経費 (注)明確に区分できるもの	技工委託費(保険診療分) レセプト委託費(保険診療分)
自由診療のみにかかる経費 (注)明確に区分できるもの	技工委託費(自由診療分) 事業税、消費税
共通経費	給与、地代家賃、その他一般管理費 (区分できないもの)

(注) 一部についてのみ明確に区分できるが
その他の部分について区分できない場合には、
明確に区分できるものに該当しない。

個人開業医のポイント⑧

(2) 青色専従者給与

① 必要経費となる要件

イ) 青色事業専従者に支払われた給与

・生計一の親族(15歳以上) ・専ら従事

ロ) 「青色事業専従者給与に関する届出書」を期限内に提出 「青色事業専従者給与に関する変更届出書」を遅滞なく提出

＊提出忘れに注意！

個人開業医のポイント⑨

(2) 青色専従者給与

① 必要経費となる要件

ハ) 届出に記載された方法により支払われ、

かつ、記載金額の範囲内で支払われている

ニ) 給与が労務の対価として相当であると認められる金額

〔相当であると認められる金額の判定基準〕

- ・労務従事期間
- ・労務の性質、提供の程度
- ・事業の種類、規模、収益の状況
- ・同種同規模の事業者が支給する給与の状況
- ・他の使用人に支給する給与の状況

個人開業医のポイント⑩

(2) 青色専従者給与

① 支給額の目安

公的資料では「第15回医療経済実態調査」(H17.6実施)

個人開業医のポイント⑪

(3) 家事費・家事関連費

① 家事費

支払内容・支払先のみでなく、
どこの分(場所)・誰の分かについても確認

イ) 「法定福利費」

⇒ 医師国保の事業主分などは含まれていないか？

ロ) 「地代家賃」「租税公課」「水道光熱費」「通信費」 「消耗品費」

⇒ 自宅分は含まれていないか？

個人開業医のポイント⑫

(3) 家事費・家事関連費

① 家事費

ハ)「通信費」

⇒ 事業従事者以外の携帯電話代は含まれていないか？

ニ)「福利厚生費」「接待交際費」「旅費交通費」

⇒ プライベート分は含まれていないか？

個人開業医のポイント⑬

(3) 家事費・家事関連費

② 家事関連費

(原則) 必要経費に算入しない(所法45①一)。

* 下記は必要経費算入できる(所令96、基通45-1、2)。

イ) 主たる部分が業務遂行上必要であり、かつ、その必要である部分を明らかに区分することができる場合

⇒ 必要である部分の金額

ロ) 青色申告者の取引の記録等に基づき、業務遂行上直接必要であったことが明らかにされる部分の金額

個人開業医のポイント⑭

(3) 家事費・家事関連費

③ 業務遂行上必要である部分の区分例

費 用	区 分 例
(居宅兼診療所)固定資産税	・面積按分 ・使用割合按分
(居宅兼診療所)水道光熱費	・メーターを分ける ・総額－家事部分(注)＝必要経費 (注)総務省統計局・家計調査 「1世帯当たり1か月間の収入と支出」など
車両	・運行管理簿を作成(距離) ・日数按分(診察日・休診日) ・車両別(事業専用・家事専用)

個人開業医のポイント⑮

(4) 事業所得以外の所得の留意点

① 不動産所得

65万円控除を受ける場合 ⇒ 貸借対照表の作成

② 給与所得

「産業医報酬」「学校医報酬」

「当番業務(休日・夜間診療所)」

「集団検診・予防接種(保健センター等で実施)」

* 市区町村・医師会・学校法人などから入金

⇒ ・事業所得との二重計上や計上漏れに注意

・「入金通知」「入金口座」「内容」を確認

個人開業医のポイント⑩

(4) 事業所得以外の所得の留意点

③ 譲渡所得

医療法人成りの際に行う、
「医療機器等の譲渡・基金としての拠出」に注意
⇒ 特に消費税

④ 雑所得

「講演料」「原稿料」
* 市区町村・医師会・製薬会社・出版社などから入金
⇒ ・事業所得との二重計上や計上漏れに注意
・「入金通知」「入金口座」「内容」を確認

消費税計算のポイント①

(1) 課税区分

課税売上となる主なもの	非課税売上となる主なもの
・予防接種 ・健康診断 ・人間ドック ・文書料 ・予約診療料(保険外併用療養費) ・自動販売機手数料 ・廃金属売却収入	・社会保険診療(社保・国保) ・公害 ・労災 ・自賠責 ・助産に係る医療

消費税計算のポイント②

(2) 簡易課税区分

第2種事業	第4種事業	第5種事業
・歯ブラシ等の売却収入 ・医療用化粧品の売却収入(皮膚科等)	・不要になった医療機器、車両等の売却収入	・予防接種 ・健康診断 ・人間ドック ・文書料 ・予約診療料(保険外併用療養費) ・自動販売機手数料

消費税計算のポイント③

(3) 医療法人成りの際の計上もれに注意

①「基金として拠出した資産」

- ・医業未収金(非課税売上)

* 課税売上割合の計算に含めない

- ・固定資産(課税売上)

②「医療法人に譲渡した資産」

- ・固定資産(課税売上)【譲渡所得】
- ・棚卸資産(課税売上)【事業所得】

MS法人のポイント①

(1) 取引価格の妥当性

① 同族会社の行為計算の否認

② 業務内容

- ・包括請負
- ・外部業者への丸投げ

③ 同業者比準の方法

④ 通常の経済取引としての妥当性